

組合だより

【 第 3 2 3 号 令和 3 年 5 月 日本羊腸輸入組合 】

理事会等

○4月15日 令和2年度監事監査

組合事務局に於いて、遠藤監事及び新宅監事による令和2年度の事業報告書及び決算関係書類等の監査が行われました。

○4月21日 令和2年度第6回理事会

理事8名、監事1名（うち4名はWEB参加）の出席により開催されました。

議題は、①最近の輸入状況について、②第58回通常総会について、③通常総会第3号議案の確認事項について、④その他でした。

事務局

○組合員関連

- ・ 中国の認定加工保管施設の現状に関する質問にお答えしています。
- ・ 中央アジアの国からの天然ケーシング輸入に関する質問にお答えしています。
- ・ 天然腸輸入報告統計協力11社に対し、令和3年3月分の結果報告と令和3年4月分の報告依頼を行いました。
- ・ 貿易統計に関する質問にお答えしています。
- ・ 第58回通常総会に関する質問にお答えしています。

○行政機関関連

- ・ 輸出入取引法関係省令の改正によりバーチャルオンリーの総会、理事会の開催を可能とする検討が行われている関係で、今年度の通常総会、理事会の開催予定時期及び方法について報告しました。
*バーチャルオンリーとは、全ての者がテレビ/WEB 会議で出席する方法で開催するものです。
- ・ 動物検疫所畜産物検疫課長の異動があり、同課を訪問しました。

○その他

- ・ イランからの羊腸輸入に関する質問にお答えしています。
- ・ オンラインセキュリティ機器のリース契約を更新しました。

統計

*統計の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

【財務省貿易統計】

令和3年3月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・ 総輸入量 277.2t(前月比+ 9.9t、103.7%/前年同月比△117.2t、70.3%)
- ・ 中国原産 130.6t(// △ 64.0t、67.1%/ // △108.9t、54.5%)
- ・ 豪州原産 30.5t(// + 10.8t、154.6%/ // △ 33.6t、47.6%)
- ・ NZ原産 106.6t(// + 65.1t、256.7%/ // + 38.4t、156.4%)

【ソーセージ生産量（日本ハム・ソーセージ工業協同組合調べ）】

令和3年2月のソーセージ生産量は、次のとおりです。

- *ソーセージ類合計生産量 : 23,747.5 トン (前年同月比: 96.2%)
- ・ ウィンナーソーセージ : 18,292.4 トン (// : 95.1%)
- ・ フランクフルトソーセージ : 2,272.3 トン (// : 97.9%)

HP 更新内容（統計関係を除く）

*更新内容の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

- 北朝鮮輸出入禁止措置の2年間延長について（経済産業省からの周知依頼）
- EUのケーシング輸入衛生証明書に関する周知事項について（INSCAからの情報提供）
- 消費税の適格請求書等保存方式の導入について（国税庁等からの周知依頼）
- 新型インフルエンザ特別措置法に基づく感染予防策等のゴールデンウィークに向けた取組みの留意事項等について（内閣官房からの周知依頼）

参考情報・お知らせ


○消費税インボイス制度について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

国税庁HPのインボイス制度特設サイトにおいて、同制度のパンフレットやQ&Aのほか、国税庁動画チャンネル（You Tube）が公表されていますので御覧ください。（国税庁HPは「国税庁インボイス制度」で検索するか、組合HPの会員ページにURLを掲載していますのでご活用ください。）

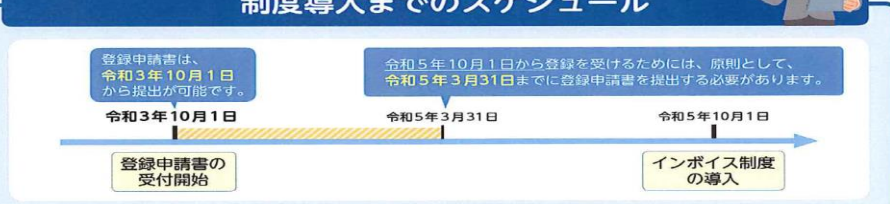
事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始！



令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
（インボイス）を交付することができます。

制度導入までのスケジュール



登録申請書は、**令和3年10月1日**から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日**までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日 登録申請書の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日 インボイス制度の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

インボイスってナニ?

▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月	<インボイス> 令和5年10月~
<p>請求書</p> <p>〇〇㈱御中 ㈱△△</p> <p>●年■月分</p> <p>■月▲日 割引ばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (B%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p> <p>【記載事項】 ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇㈱御中 ㈱△△(T1234-)</p> <p>●年■月分</p> <p>■月▲日 割引ばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円</p> <p>合計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 9.9%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p> <p>【記載事項】 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの ① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》 ② 適用税率 ③ 税率ごとに区分した消費税額等</p>

「インボイス制度」ってナニ?

▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。


▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

e-Taxに関する情報

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始のし、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

● インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。 【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)	詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。	 <p>特設サイトへ</p>
--	---	---



○第58回通常総会は以下の要領で開催いたします。

日時：本年5月28日(金) 15時開始予定

場所：ホテルマイステイズ五反田駅前

開催方式：新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からため、御来場による参加を控えていただき、書面議決権の行使をお願いします。

準備日程：5月14日、招集状・提出議案・議決権行使状を発送予定

5月21日、議決権行使状の提出締切り

今後の主な予定

- 5月28日(金) 第58回通常総会
- 7月21日(水) 令和3年度第1回理事会

以上